

令和3年6月8日  
市民局市民協働推進課

## 特定非営利活動促進法施行条例等施行規則の一部改正について

### 1 趣旨

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成24年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）の一部改正に伴い、特定非営利活動促進法施行条例等施行規則（平成24年3月横浜市規則第33号）の一部を改正しました。

### 2 改正の概要

#### (1) 公告に関する規定の削除

法及び条例において、公告の規定が削除されることから、公告に関する規定を削除しました。

#### (2) 法及び条例の引用箇所の変更

法及び条例の一部改正で生じる項の繰上げ又は繰下げに伴い、引用を定めていた箇所について、形式的な変更を行いました。

#### (3) 各種様式の押印の廃止

押印見直しの取組みにより、各種様式で求めていた押印を廃止しました。

### 3 意見公募手続

関連する法及び条例の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理及び用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号ア及びイに該当し、意見公募手続は行いませんでした。

### 4 公布日

令和3年6月8日発行の横浜市報に登載して公布しました。

### 5 施行日

令和3年6月9日